

陸前高田市
子ども・子育て支援事業計画
(中間改訂版)

平成30年3月



目次

第1章 計画見直しにあたって	2
1 子ども・子育て支援事業計画とは	2
2 中間見直しについて	2
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況	3
1 現状	3
(1) 人口の推移	4
(2) 年齢3区分別人口の推移	4
(3) 児童数の推移	5
2 子育て環境	6
(1) 保育所	6
(2) 認定こども園	7
(3) 小学校・中学校	7
(4) 放課後児童クラブ	8
(5) 地域子育て支援拠点事業	8
第3章 計画の基本的な考え方	9
1 基本理念	9
2 基本方針	10
第4章 施策の展開	12
施策体系	12
1 子どもの権利の尊重	13
2 子育て家庭への支援	15
3 地域全体で子育て支援	19
第5章 教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の充実	21
1 市町村子ども・子育て支援事業計画について	21
2 教育・保育提供区域	22
3 教育・保育の確保方策の概要	23
4 教育・保育の需給計画（量の見込みと確保方策）	25
(1) 教育利用に係る量の見込みと確保方策	27
(2) 保育利用に係る量の見込みと確保方策（地区別）	29
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	45
(1) 地域子ども・子育て支援事業の確保方策（整備計画）の概要	45
(2) 地域子ども・子育て支援事業の需給計画（量の見込みと確保方策）	46

第1章 計画見直しにあたって

1 子ども・子育て支援事業計画とは

子ども・子育て支援新制度(平成27年4月施行)では、各市町村において様々な子ども・子育て家庭の状況や、各事業の利用ニーズを把握したうえで、5年を1期とする事業計画を策定するよう定められました。

本市においては、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画として、平成22年度に策定した「陸前高田市児童育成計画」を包含した計画として、平成28年4月に「陸前高田市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育、地域の子育て支援の充実を推進しています。

2 中間見直しについて

本計画は、社会・経済情勢や震災復興の進捗により所要の見直しを行っていくこととしています。

平成29年度は、子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直し年となっており改めて、教育・保育、地域子ども・子育て支援の量の見込みを算出したところ、かい離している状況が認められたことから、推計人口と実態のかい離状況や保育所の利用状況などを踏まえ、「第5章 教育・保育施設及び地域子ども子育て支援事業の充実」について見直しました。

また、「第4章 施策の展開」における推進する施策についても見直しを行い、東日本大震災の発生により必要となった支援や、一層の「子どもの最善の利益」が実現され、全ての子どもが、健やかに成長し、子育て家庭が安心して、子どもを生み、育てていけるよう、社会全体で、子ども・子育てを支援していくよう努めていきます。

見直しにあたっては、陸前高田市子ども・子育て会議において意見をいただき、改訂内容について反映しています。

《見直しの範囲》

- (1) 第2章 子ども子育て家庭を取り巻く状況(3ページ~8ページ)
平成29年度までの実績を掲載しました。
- (2) 第3章 計画の基本的な考え方(9ページ~11ページ)
基本方針を追加しました。
- (3) 第4章 施策の展開(12ページ~19ページ)
事業名を追加しました。
- (4) 第5章 教育・保育施設及び地域子ども子育て支援事業の充実(23ページ~45ページ)
年齢別児童数の推計と実績にかい離が生じていることから、量の見込みと確保方策の内容を変更しました。

その他の内容は、当初計画を引き継ぎます。

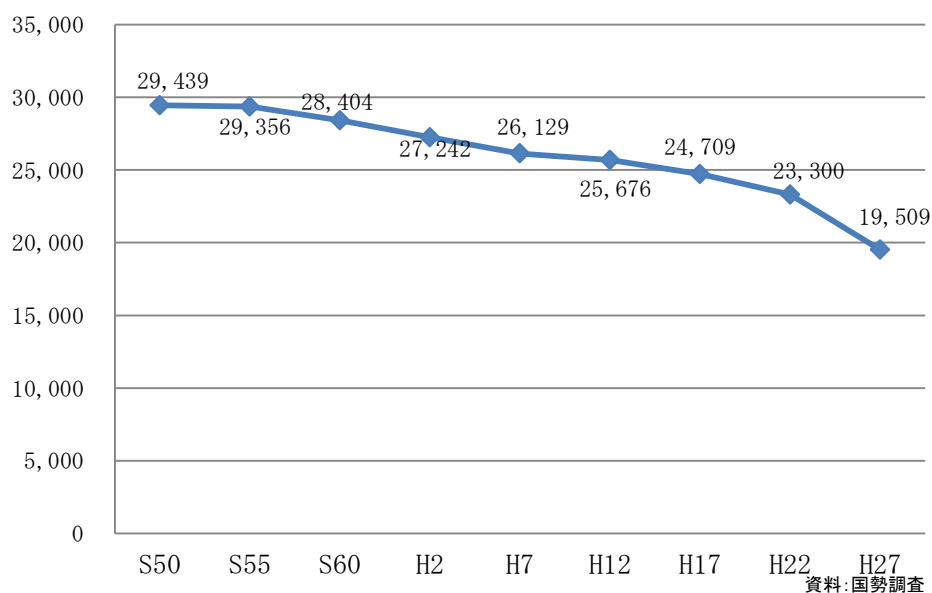
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

1 現状

(1) 人口の推移

当市の人口は、市制行後の35,186人をピークに人口減少が続いています。平成元年以降は、それまでの転入者数を転出者数が上回る社会減に加え、出生者数を死亡者数が上回る自然減となり、急速に人口減少が進行する状況となっています。

人口の推移



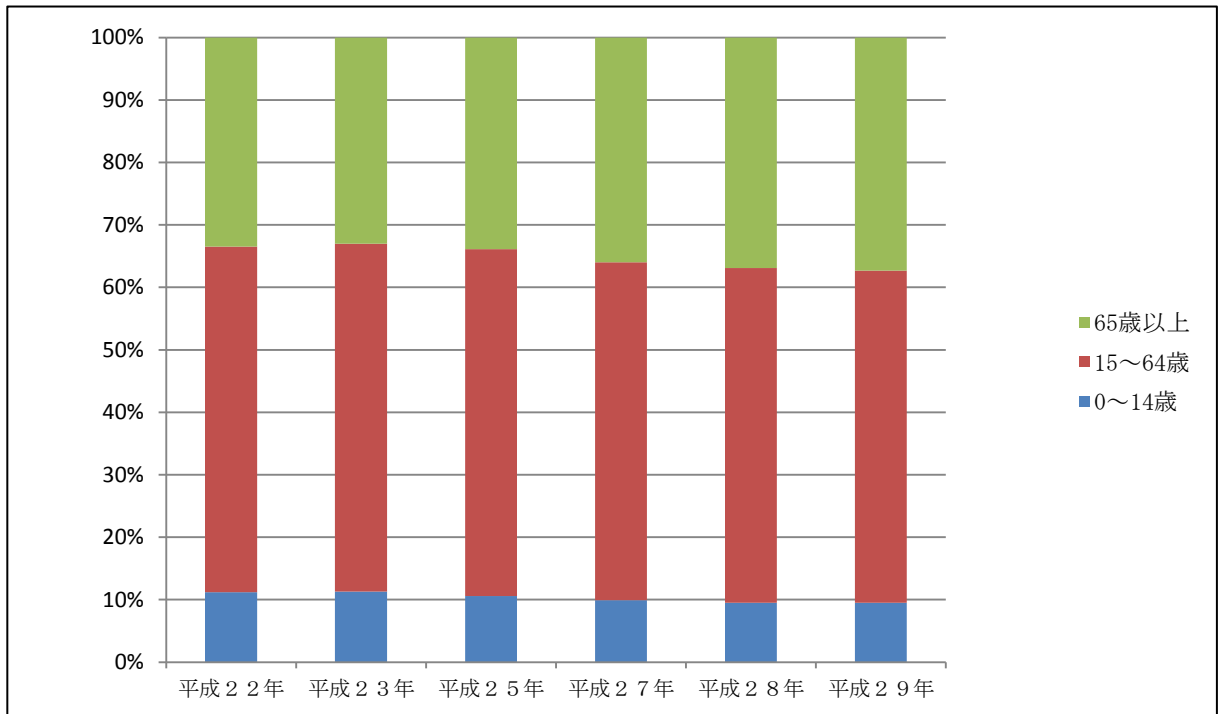
特に平成23年3月11日には東日本大震災が起こり、死者1,556人、行方不明者205人となったほか、その後の厳しい居住環境から2,000名余が転出し、平成24年4月には人口が20,000人となりました。

(2) 年齢3区分別人口の推移

人口を年齢3区分別にみると、平成29年9月30日現在、年少人口（0～14歳）は1,870人（9.5%）となっており、平成22年と比べると、800人以上の減少となっています。

一方で、65歳以上の人口は東日本大震災の影響で減少となったものの、高齢化率は平成26年度には35%を超え、その後平成29年度には37%、平成32年度には再び40%となると予想されます。

年齢3区分別人口の推移



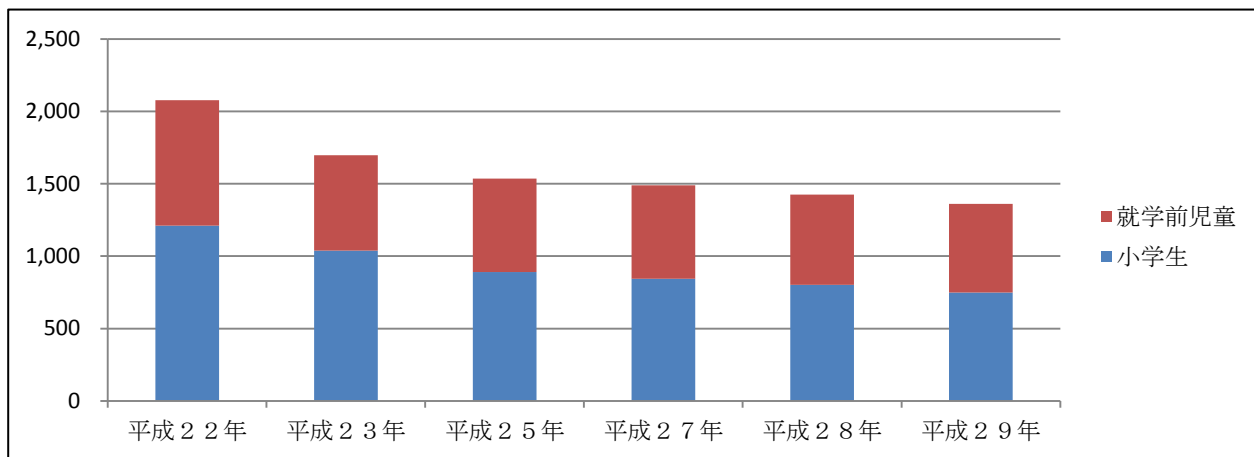
区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
0～14歳	2,184	2,071	1,997	1,901	1,870
	10.6%	10.1%	9.9%	9.5%	9.5%
15～64歳	11,464	11,210	10,942	10,674	10,461
	55.5%	54.9%	54.1%	53.6%	53.2%
65歳以上	7,003	7,145	7,269	7,356	7,342
	33.9%	35.0%	36.0%	36.9%	37.3%
総人口	20,651	20,426	20,208	19,931	19,673

(3) 児童数の推移

就学前児童数は平成22年度と比べ、平成29年度には254人減少し、平成29年度には613名となっています。

小学生では、平成22年度と比べ463人減少し、平成29年度には740名となっています。

0～11歳の人口の推移（単位：人）



区分		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
就学前児童	0歳	103	98	91	94	109	107
	1歳	90	108	110	107	96	104
	2歳	103	87	98	113	105	98
	3歳	127	100	111	94	110	103
	4歳	114	128	107	105	99	111
	5歳	117	116	128	132	104	97
	小計	654	637	645	645	623	613
小学生	6歳	128	123	125	118	135	106
	7歳	141	130	115	124	119	134
	8歳	148	140	131	131	124	119
	9歳	183	149	150	143	132	122
	10歳	170	180	171	148	143	134
	11歳	190	169	179	181	150	139
	小計	960	891	871	845	803	740
合計	1,614	1,528	1,516	1,490	1,426	1,353	

2 子育て環境

(1) 保育所

通常保育の状況については、平成29年10月1日現在、公立保育所では定員251名（今泉保育所、矢作保育所休所中）に対し入所児童数は201名で保育率80.0%、法人立保育園では定員300名に対し入所児童数は288名で保育率96.0%となっています。その他の保育状況については、公立保育所では、一時保育及び障がい児保育の取り組みは全施設で行い、土曜の午後保育についても高田、小友、長部の3施設で取り組んでいますが、平日の延長保育については行われていません。法人立保育園では、一時保育、障がい児保育及び土曜の午後保育の取り組みを全施設で行い、平日の延長保育については広田、米崎、竹駒の3施設で取り組んでいます。

保育施設名	開設年月	建設年月	定員	入所数 (平成29年10月 1日現在)	設置主体
高田保育所	昭和33年4月	平成28年5月	101人	100人	陸前高田市
小友保育所	昭和33年6月	平成13年3月	60人	63人	陸前高田市
今泉保育所 (休所中)	昭和43年6月	—	90人	—	陸前高田市
長部保育所	昭和32年12月	昭和32年8月	90人	38人	陸前高田市
矢作保育所 (休所中)	平成10年4月	昭和51年9月	30人	—	陸前高田市
広田保育園	昭和39年4月	平成27年3月	90人	76人	(社)市保育協会
米崎保育園	昭和39年4月	平成23年4月	90人	100人	(社)市保育協会
横田保育園	昭和43年4月	昭和43年1月	40人	35人	(社)市保育協会
竹駒保育園	昭和45年11月	平成25年5月	50人	49人	(社)市保育協会
下矢作保育園	昭和44年4月	昭和44年4月	30人	28人	(社)市保育協会

公立保育所が5施設設置されており、現在稼働している施設は被災した今泉保育所、矢作保育所を除く3施設で現在保育を行っています。法人立保育園は5施設設置されており、被災した竹駒保育園は平成24年度より新たに再建された園舎にて現在保育を行っています。同じく被災した広田保育園は平成27年度に高台に再建された園舎で保育を行っています。

施設整備状況は、公立では高田保育所の再建が平成28年度に完了し、今泉保育所については今泉地区の土地区画整理事業が完了し次第再建し、平成31年度に開所予定となっています。平成13年度に改築した小友保育所を除く、長部、矢作での施設の老朽化が進んでいます。

一方、法人立では、米崎保育園が平成23年度より新施設での保育を開始し、被災した保育園では、前述のとおり竹駒保育園が平成24年度より新施設での保育を開始し、広田保育園も平成27年度より新施設での保育を開始しています。今後は、横田保育園は、平成30年度に新施設で保育を開始する予定です。残る下矢作については施設の老朽化が進んでいます。

(2) 認定こども園

認定こども園は市内に1か所あり、再建された高田保育所内に平成28年6月に開設されました。保育所型の施設として設置し、幼稚園の機能を備えた施設として保育が行われており、平成29年10月1日現在5名の児童が入所しています。

施設名	開設年月	定員	設置主体
高田保育所	平成28年6月	40人	陸前高田市

(3) 小学校・中学校

平成29年4月1日現在、小学校を8校、中学校を3校設置しています。児童・生徒数は平成29年5月1日現在1,239名と、平成22年と比べて638人減少となっています。

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
小学校	915	875	833	796	750
中学校	548	563	544	526	489
合計	1,463	1,438	1,377	1,322	1,239

(4) 放課後児童クラブ

平成29年10月末日現在、市内には7つの児童クラブがあり、そのすべてが父母の会による運営です。

また、実施場所については、小学校の空き教室や民間施設の借上げとなっています。

放課後児童クラブ（平成29年10月現在）

名称	対象学区	実施場所	在籍児童数
やどかり学童クラブ	高田小学校	高田小学校内	39
リトル学童クラブ	高田小学校	高田小学校内	36
りんご学童クラブ	米崎小学校	米崎小学校内	29
広田わかめっこクラブ	広田小学校	広田小学校内	35
たけのKo学童クラブ	横田小学校	民間商業用施設	29
松ぼっくり学童クラブ	気仙小学校	気仙小学校内	9
たけこま放課後クラブ	竹駒小学校	竹駒小学校敷地内	12

(5) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業については市内4カ所で行っており、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行っています。子育て相談員が子育てに関する不安や悩みについての相談に応じます。また、子育て支援に関する講習等を実施しています。

名称	実施場所	対象	開所時間
地域子育て支援センター あゆっこ	竹駒町字滝の里131-3	就学前の子どもと その家族	月曜から金曜 9:00~16:00
地域子育て支援センター にこにこ	広田町字天王前52 (広田保育園内)		月曜から金曜 9:00~16:00
おやこの広場 さらりんさっず	高田町字大隅93-1 高田大隅つどいの丘商店街6号		月曜から金曜 9:00~15:00
地域子育て支援センター たかた	高田町字中和野36-2 (高田保育所内)		月曜から金曜 9:00~16:00

1 基本理念

(1) 子どもの権利の尊重

震災によって親や家族を亡くしたり、仮設住宅の建設で学校の校庭が使えなかったりと、本来子どもが持つ当たり前の権利が失われてしまったため、震災によって親を亡くした子どもを養育する家庭への支援を充実したり、心のケアや遊び場の確保や、子どもの権利を尊重し、子どもの幸せを第一に考え、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

(2) 子育て家庭への支援

保護者が子育てに対しての第一義的責任を有することを前提としつつ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安を和らげながら、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていきます。

(3) 地域全体で子育て支援

新たな街づくりによる地域のつながりの創生や再生の中で、地域社会においてすべての子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有し、子ども・子育て支援に対する重要性に対する関心や理解を深めること、また、仕事と子育ての両立ができるような環境整備をしていくことで、地域全体で子育てを支援していくことを目指します。

2 基本方針

今後の子ども・子育て支援の推進にあたっては、教育・福祉分野をはじめ、保健、労働などの子どもと家庭にかかわる関係分野が相互に連携し、すべての子どもと、子どもを取り巻く環境や地域社会を含めた取り組みが求められます。

本計画では、基本理念を実現するために次の8の基本方針を設定し、それらを柱として総合的に施策を推進します。

(1) 幼児期の教育・保育の充実

少子高齢化の進行や核家族化の進行に加え、働き方の多様化により、子どもや子育て世帯の環境が大きく変化しています。

このような状況に対応するため、安心して子どもを預けることのできる認定子ども園・幼稚園・保育所の教育・保育施設の充実に加えて、小規模保育や家庭的保育など、さまざまな保育事業も拡充し、質を確保したうえで、子どもの受け皿の整備を図ります。

(2) 発達支援・療育支援体制の充実

子ども一人ひとりの発達に応じ、能力を伸ばすことが出来るよう支援を行うことが重要であり、障がいのある子どもについては、障がいの有無に関わらず、共に成長できるような配慮が必要です。

これら特に専門的な知識や技術を要する支援が必要な子どもとその家庭へのきめ細かな取り組みを推進します。

(3) 要保護児童対策の取り組みの推進

児童虐待の発生予防、被害児童の保護・支援のため、職員の資質の向上を図り、より迅速・的確な対応、関係課のみならず県や関係機関との連携の強化等を図ります。

(4) 被災児童に対する支援

東日本大震災により被災した児童や心のケアが必要な児童に対し、成長に寄り添いながら、安定した生活を送ることが出来るよう支援します。

(5) 子育てにやさしいまちの環境の整備

子どもを安心して生み育てるためには、住環境、交通環境、建築物等の整備や防犯に考慮した安全・安心な地域社会の形成が重要です。安心して子育てができるまちづくりを推進し、すべての人々が地域社会において、健康で心豊かなゆとりある生活ができるよう、生活環境の整備を進めます。

- (6) 安心して子どもを産み育てられる環境の整備
妊娠期から出産、乳児期、幼児期にわたり一貫した支援に向け、保健・福祉・医療・教育機関との連携を図りつつ、母子保健活動等を通じて発達段階に応じたきめ細やかな指導や情報提供を行うことで、母子の健康確保と育児に対する不安の軽減、障がい等の早期発見・早期療育に努めます。
- (7) 相談支援体制の充実
子育て支援センターをはじめ、身近な場所で子育てにおける様々な悩みや不安を気軽に相談できる環境の整備を図ります。
- (8) 経済的な支援の充実
妊娠・出産から乳幼児期、少年期に至るまで、子育てに必要な費用は教育、保育、医療等多分野にわたっており、子育てに関する経済支援は、ニーズが多い分野の一つで、特に、ひとり親家庭や障がいのある子どもがいる家庭など、より経済支援を必要としています。
このような状況を踏まえ、子育て家庭の経済的負担の軽減を目的とする各種支援を推進します。
- (9) ひとり親への支援
ひとり親家庭では、子育てに十分な時間がかけられないなど子育ての悩みや経済的な負担感がみられるため、子育てに関する情報や経済的支援や、相談支援等の推進に努めます。
- (10) 多様な保育サービスの提供
多様化する就労形態や低年齢層からの保育ニーズに対応した多様な保育サービスを提供できるよう、教育・保育施設等の整備を推進します。
- (11) 仕事と子育ての両立を支援する就労環境の整備促進
女性の社会進出が増加するとともに、人々の働き方も多様化しています。事業主の理解と協力のもと、職場における仕事と子育てや家庭生活・地域生活が両立できる環境の整備を図り、父親と母親が協力して子育てを行い、子育ての楽しさと難しさを両者が共有できるよう、男性も育児に参加しやすい環境づくり及び意識啓発を推進します。

施策体系

基本理念

1 子どもの権利
の尊重

2 子育て家庭
への支援

3 地域全体で
子育て支援

基本方針

① 幼児期の教育・保育の充実

② 発達支援・療育支援体制の充実

③ 要保護児童対策の取り組みの推進

④ 被災児童に対する支援

⑤ 子育てにやさしいまちの環境の整備

⑥ 安心して子どもを
生み育てられる環境
をつくる

⑦ 相談支援体制の充実

⑧ 経済的支援の充実

⑨ ひとり親への支援

⑩ 多様な保育サービスの提供

⑪ 仕事と子育ての両立を支援する就労環
境の整備促進

1 子どもの権利の尊重

(1) 幼児期の教育・保育の充実

子育て家庭の生活実態や意向を十分に踏まえた教育・保育の受け皿の整備を図り、保育環境の整備に努めます。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
認定子ども園	就学前の子どもに関する教育・保育や地域における子育て支援を総合的に提供する機能を備えた「認定子ども園」の設置が推進されるよう支援し、幼保一元化を推進します。	子ども子育て課
保育園	保育を必要とする子どもの受け入れを行い、日々の保育を実施します。また、事業計画の基づき、適正な入所定員の確保に努めます。	子ども子育て課
保育施設の充実	被災した保育施設や、老朽化が進んだ保育施設の計画的な整備促進に努めます。	子ども子育て課

(2) 発達支援・療育支援体制の充実

子どもたちの個性と能力を最大限伸ばすことができるよう、一人ひとりの特性や発達段階に応じたきめ細やかな教育的支援の充実を図ります。

また、地域及び関係者における障がいに対する理解を深めつつ、障がいの早期発見に努めるとともに、専門機関等との連携のもと、一人ひとりの将来を見据えた一貫した支援の充実に努めます。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
発達障がいに対する学習機会の拡充	学習障がいや注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症等の発達障がいについて、関係機関職員や保護者の理解を深めるための学習機会の充実を図ります。	子ども子育て課 学校教育課
障がい等に関する研修実施及び参加促進	保育士や放課後児童クラブの指導員等を対象に、障がいに対する理解や知識の習得を図るための研修を実施するとともに、外部研修の受講を促進します。	子ども子育て課
障がい児保育事業	障がいのある子どももいない子どもも、同じ地域社会の中でともに育ち学んでいけるよう、障がい児を受け入れる保育施設を拡充するとともに、相談及び支援体制の拡充を図ります。	子ども子育て課
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、自立促進と放課後の居場所づくりを推進していきます。	子ども子育て課
日中一時支援事業	知的障がい者や障がい児の見守りなどの一時的な預かりや社会適応のための日常訓練を行える施設等の確保を図ります。	子ども子育て課

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
特別支援教育支援員の配置	小・中学校において障がいのある児童生徒に対し、食事、排せつ、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいの児童生徒に対し学習活動上のサポートを行えるようにしていきます。	学校教育課
児童発達支援事業	障がい児及び発達障がい等（18歳未満）ならびにその保護者やその家族に対し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与等の訓練、支援相談等を行い、児童発達支援事業所への援助・助言等を行います。	子ども子育て課
障がい児の継続的な支援	就学時等障がい児のライフステージにおける、関係機関のスムーズな引き継ぎが出来るような体制づくりに努めます。	子ども子育て課 学校教育課

(3) 要保護児童対策の取り組みの推進

要保護児童対策地域協議会を中心に、要保護児童や養育支援を必要とする家庭等を早期に把握し、虐待等の対応にあたるとともに、関係機関との連携を強化し、組織的に養育に困難を抱える家庭への支援に努めます。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
児童虐待防止対策の強化	要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関の連携を強化し、支援を必要とする家庭の早期把握に努めます。また、虐待の啓蒙活動等、防止に向けて取り組みを行います。	子ども子育て課
社会的養護への支援	児童相談所や児童養護施設等と連携し、里親の支援並びに里親の普及啓発に努めます。	子ども子育て課

(4) 被災児童に対する支援

東日本大震災でつらい体験をした子ども達に、成長に寄り添った必要な支援や心理面のケアに努め、安定した生活ができるよう支援します。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
遺児・孤児への支援	遺児・孤児及びその家庭への支援を関係機関と連携し努めます。	子ども子育て課 学校教育課
心のケアについて	スクールカウンセラーを配置し、心にダメージを負った児童生徒の心のサポートに努めます。	学校教育課

2 子育て家庭への支援

(1) 子育てにやさしいまちの環境の整備

公共施設等のバリアフリー化等を促進し環境整備に努めます。

また、親子が自由に遊べる安全な遊び場の確保をするため、公園等の整備を図ります。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
子どもの遊び場の確保	地域の安全な遊び場を確保するため、公園等の設置や、地域の素材を生かした遊び場の確保に努めます。	都市計画課
放課後子ども教室運営事業	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用した、子どもの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を実施します。	生涯学習課
安全に通行ができる道路環境の整備	安全安心な歩行空間として、主要な道路や通学路などの歩道の新設やバリアフリー化を関係機関と連携し整備を図ります。	建設課
公共施設のバリアフリー化	公共施設等において、授乳スペースや、多目的トイレの設置など、安心して子どもを連れていけるよう環境整備に努めます。	関係各課

(2) 安心して子どもを産み育てられる環境の整備

妊娠時から出産、乳児期、幼児期にわたり一貫した支援に向け、保健・福祉・医療・教育機関との連携強化を図りつつ、母子保健活動等を通じて発達段階に応じたきめ細やかな指導や情報提供を行うことで、母子の健康確保と育児に対する不安の軽減に努めます。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる家庭を保健師等が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。支援が必要な家庭には適切なサービスの提供を行うことで、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。	保健課
妊婦健康診査事業	公費負担制度を利用して、妊婦健康診査を受けやすい環境を整えることで、妊婦の健康管理の向上に努めます。	保健課
妊産婦支援事業	日常生活に困っている妊産婦に対して、家事等の支援を図ります。	保健課
乳幼児健診	乳幼児を対象に集団健診、内科診察、身体測定、歯科健診等を行い、乳幼児の健康の保持増進を図ります。広報誌やホームページの掲載、個別通知等で受診勧奨のために周知・啓発を図ります。	保健課
予防接種	予防接種法で定められた各予防接種の啓発や実施を行うことにより、疾病の発生・まん延を予防し、子どもたちの健康の保持・増進を図ります。	保健課
歯科保健事業	虫歯の予防に努めるため、フッ素塗布やフッ素洗口、シーラントの充填など、子どもたちの歯の健康の保持・増進に努めます。	保健課

(3) 相談支援体制の充実

地域子育て支援拠点事業をはじめ、身近な場所で子育てにおける様々な悩みや不安を気軽に相談できる環境の充実を図ります。

また、子どもの発達・成長段階に応じて、一人ひとりの状況にあった適切な支援につなげられるよう、関係機関との一層の連携強化を図っていきます。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
地域子育て支援拠点事業	乳幼児やその親を対象に、子や親同士のふれあいや、遊び場を提供し、また、子育てに関する悩みの相談への対応を図ります。	子ども子育て課
子ども子育て総合相談支援事業	子育て支援センター相談員を設置し、子育ての不安や悩みに関する相談を継続的に行い、子育てを支援する体制づくりを確立していきます。	子ども子育て課
利用者支援事業	身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施していきます。	子ども子育て課
適応支援事業	様々な理由で学校に行けない子どもや、保護者等へ教育相談やカウンセリング等を実施し、適応支援を図ります。	学校教育課

(4) 経済的支援の充実

子育てに係る経済的負担を軽減し、安心して子どもを生み育てることができるよう、各種助成制度の周知を行うとともに、医療費助成等の拡充に努めます。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
医療費給付事業	子どもに対し適正な医療の機会を確保し、子育てに伴う家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的として、医療費の一部負担金を助成します。	市民課
児童手当支給事業	中学校を卒業するまでの子どもを養育している方に、児童手当を支給します。	子ども子育て課
実費徴収に係る補則給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。	学校教育課
子育て応援事業	子育て世帯を対象に、子育て用品や学用品等を購入できるクーポン券を配布し、子育て世帯の負担軽減を図ります。	子ども子育て課

(5) ひとり親への支援

ひとり親家庭の多くは、子育てと生計をひとりで担わなければならない、特にも経済的に厳しい状況におかれていることが多いため、ひとり親に対して経済的支援や相談支援を行い、母子家庭等の生活の安定の推進に努めます。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、子どもの福祉の増進を図るため、児童扶養手当法に基づき手当を支給します。	子ども子育て課
高等技能訓練促進費等事業	ひとり親家庭の母又は父が資格取得（看護師や介護福祉士等）のために2年以上のカリキュラムを修業する場合に、修業期間中、高等技能訓練促進費を支給し、自立の促進や生活の負担を軽減します。	子ども子育て課
自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の母又は父が職業能力開発のため講座（指定講座）を受講した場合、受講料の2割相当額（4,001円以上10万円以内）を給付します。	子ども子育て課
ひとり親家庭医療費助成事業	母子及び父子家庭に対し、医療費の助成を行い、生活の安定と福祉の増進を図ります。	子ども子育て課

3 地域全体で子育て支援

(1) 多様な保育サービスの提供

多様化する就労形態や低年齢からの保育ニーズに対応した多様で柔軟な保育サービスを提供できるよう、教育・保育施設等の整備を促進するとともに、ファミリーサポートセンターなど地域ぐるみによる子育て支援体制の充実を図ります。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
家庭的保育事業	家庭的保育者が、居宅等の様々なスペースにおいて、家庭的な雰囲気のもと少人数（5人以下）の保育を必要とする乳児・幼児（原則として3歳未満）を対象に保育を実施します。	子ども子育て課
小規模保育事業	保育を必要とする乳児・幼児（原則として3歳未満）を対象に、定員6人以上20人未満の比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気、保育を実施する事業です。	子ども子育て課
居宅訪問型保育事業	保育を必要とし、障害や疾病等により集団保育が著しく困難と認められる乳児・幼児などを対象に、その乳児・幼児（原則として3歳未満）の居宅において1対1を基本とする保育を実施する事業です。	子ども子育て課
事業所内保育事業	企業が主として従業員の仕事と子育ての両立支援策として設置する事業所内保育施設において、その従業員の子どもや地域の子どもであって、満3歳未満の保育を必要とする乳児・幼児を保育する事業です。	子ども子育て課
一時預かり事業	保護者の就労や、疾病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消のため、一時的に保育所などで保育を行います。	子ども子育て課
延長保育事業	就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、通常保育を延長した保育を行います。	子ども子育て課
放課後児童健全育成事業	小学校に就学している児童で、保護者が就労等により昼間家庭にいない場合に、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて児童の健全育成を図ります。	子ども子育て課
病児・病後児保育事業	保育所や幼稚園等に通っている児童が病気又は病気回復期のため、集団生活が困難な場合に、一時的に預かることで保護者の子育てと就労を支援します。	子ども子育て課
子育て短期支援事業	保護者の病気、疲労等により家庭において養育することが一時的に困難になった児童や、経済的な理由により緊急一時的に保護が必要になった母子の養育・保護を行います。今後も周知に努め、利用を促進します。	子ども子育て課
養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	養育支援が必要でありながら自分から支援を求めることができない家庭を早期に発見し、必要な訪問支援を行います。今後も継続して支援を行い、家庭での安定した児童の養育が可能となるように努めます。	子ども子育て課

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
ファミリーサポートセンター	仕事と家庭生活の両立ができる環境整備を促進するために、育児の援助を行いたい者と、これらの援助を受けたい者が会員として組織をつくり、相互援助を行います	子ども子育て課
子育て支援人材の確保と育成	保育士、特別支援教育支援員や放課後児童クラブ指導員等の子育て支援人材の確保に努めます。	子ども子育て課
防災教育の推進	津波や地震、台風等の自然災害から命を守るために、適切な措置がとれるよう思考力や判断力の習得に努めます。	子ども子育て課

(2) 仕事と子育ての両立を支援する就労環境の整備促進

出産を希望し、妊娠・子育て中の従業員が働きやすい就労環境の整備を促進していくため、事業者等に対し仕事と子育ての両立を支援する各種制度の周知と利用促進を図るとともに、妊娠・出産・子育てに対する職場の理解に向けた啓発に努めます。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
各種制度の周知	雇用関係機関や経済団体と連携しつつ、啓発チラシや各種セミナー、育児に関するポスター掲示等により次世代育成支援推進法及び関係法令の周知を図ります。	商工観光課
職場における子育て等に対する理解促進	妊娠・出産や子育てに対する職場の理解を促進するための啓発を行い、多様で柔軟な働き方を選択しやすい就労環境づくりを促進します。	商工観光課

第5章 教育・保育施設及び地域子ども子育て支援事業の充実

1 市町村子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により、市町村は「基本指針」に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画(市町村子ども・子育て支援事業計画)を定めることとされています。

また、同条第2項において、計画に掲載すべき事項が定められており、その内容は以下のとおりとなっています。

(1) 幼稚園や保育所などに関する需給計画

区域ごとに、計画期間の5か年それぞれの教育・保育施設の利用見込み数と地域型保育事業の利用見込み数に対し、その見込み数に見合う施設を確保していくための計画を定める必要があります。

(2) 地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画

(1)と同様に、区域内の地域子ども・子育て支援事業に関する計画を定める必要があります。

地域子ども・子育て支援事業とは以下の13事業をいいます。

- | | |
|--------------|-------------------|
| ①利用者支援事業 | ⑧ファミリーサポートセンター事業 |
| ②延長保育事業 | ⑨乳幼児全戸訪問事業 |
| ③放課後児童健全育成事業 | ⑩養育支援事業 |
| ④子育て短期支援事業 | ⑪妊婦健康診査事業 |
| ⑤地域子育て支援拠点事業 | ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| ⑥一時預かり事業 | ⑬多様な主体の参入促進事業 |
| ⑦病児・病後児保育事業 | |

2 教育・保育提供区域

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとなっています。

なお、この設定区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要量を見込むためのものであり、区域ごとに各施設・事業等の利用が制限されるものではありません。

(1) 教育・保育に係る区域

【1号認定＝教育利用】

利用希望等から、区域を限定せず、市内全域を1区域とします。

【2号及び3号認定＝保育利用】

地理的条件や社会的条件を踏まえ、保育サービスを身近な地域で利用できるように、小学校区の8区域とします。

(2) 地域子ども・子育て支援事業に係る区域

基盤整備や事業実施上の効果などを総合的に勘案し、市内全域を1区域とします。

3 教育・保育の確保方策の概要

確保方策		区域	平成26年度 (定員)	平成29年度 (定員)	平成31年度 (定員)	増減
1	教育・保育施設 (保育所、認定子ども園)	市全域	615	586	681	66
		矢作	50	30	30	-20
		横田	40	40	40	0
		竹駒	45	45	50	5
		気仙	90	90	180	90
		高田	150	141	141	-9
		米崎	90	90	90	0
		小友	60	60	60	0
		広田	90	90	90	0
2	地域型保育事業 (小規模保育事業、家庭的 保育事業)	市全域	0	0	0	0
		矢作	0	0	0	0
		横田	0	0	0	0
		竹駒	0	0	0	0
		気仙	0	0	0	0
		高田	0	0	0	0
		米崎	0	0	0	0
		小友	0	0	0	0
		広田	0	0	0	0
合計		市全域	615	586	681	66
整備率 (定員/0-5歳人口)			95.3%	94.5%		

■ 表の見方

		②支給認定/年齢区分				
		1号		2号		3号
①計画年度	年齢	満3歳以上	満3歳以上	満3歳未満		
				1歳・2歳	0歳	
① H27年度	必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	教育	保育	保育	保育
	確保方策	教育・保育施設				
		地域型保育事業				
③教育利用見込み数	確保合計					

④保育利用見込み数
(0歳、1・2歳、3-5歳)

②支給認定/年齢区分
1号=教育利用(満3歳以上)
2号=保育利用(満3歳以上)
3号=保育利用(満3歳未満)

⑤施設・事業区分
【教育・保育施設】
幼稚園、保育所、認定子ども園
【地域型保育事業】
小規模保育、家庭的保育、事業
所内保育、居宅訪問型保育

⑥教育利用見込み
数に対する幼稚
園・認定子ども
園の確保定員数

⑦保育利用見込み数に対する
保育所・認定子ども園・地域
型保育事業の確保定員数

※2号の利用見込み数が「教育」と「保育」に分かれているのは、保育の必要性がある「保育(2号)認定」を受けられる共働き家庭のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者について、幼稚園において定員数を確保するため。

4 教育・保育の需給計画（量の見込みと確保方策）

総括表（市全域）

支給認定区分		1号	2号		3号	
		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
年 齢		満3歳以上	満3歳以上		1歳・2歳	0歳
H27年度	必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	教育	保育	保育	保育
		7	0	262	140	48
		7		450		
確保方策	教育・保育施設	0		427	147	41
	地域型保育事業	0		427	0	0
確保合計	0				427	147
				615		

支給認定区分		1号	2号		3号	
		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
年 齢		満3歳以上	満3歳以上		1歳・2歳	0歳
H28年度	必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	教育	保育	保育	保育
		6	0	233	115	43
		6		391		
確保方策	教育・保育施設	40		387	147	41
	地域型保育事業	0		387	0	0
確保合計	40				387	147
				575		

支給認定区分		1号	2号		3号	
		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
年 齢		満3歳以上	満3歳以上		1歳・2歳	0歳
H29年度	必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	教育	保育	保育	保育
		5	0	205	103	39
		5		347		
確保方策	教育・保育施設	40		387	147	41
	地域型保育事業	0		387	0	0
確保合計	40				387	147
				575		

		支給認定区分		1号	2号	3号	
		年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満
						1歳・2歳	0歳
H30年度	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
			5	0	301	156	42
			5		504		
	確保 方策	教育・保育施設	40		350	160	41
		地域型保育事業				0	0
	確保合計		40		350	160	41
			551				

		支給認定区分		1号	2号	3号	
		年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満
						1歳・2歳	0歳
H31年度	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
			5	0	298	159	45
			5		507		
	確保 方策	教育・保育施設	40		395	190	56
		地域型保育事業				0	0
	確保合計		40		395	190	56
			641				

■ 0 - 2歳の保育利用率

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全体	61.5%	60.9%	62.4%	59.5%	60.5%

(1) 教育利用に係る量の見込みと確保方策

市全域

平成27年度	支給認定区分		1号	2号
	年齢		満3歳以上	満3歳以上
	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育
			7	0
			7	
	確保方策	教育・保育施設	0	
確保合計		0		

平成28年度	支給認定区分		1号	2号
	年齢		満3歳以上	満3歳以上
	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育
			6	0
			6	
	確保方策	教育・保育施設	40	
確保合計		40		

平成29年度	支給認定区分		1号	2号
	年齢		満3歳以上	満3歳以上
	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育
			5	0
			5	
	確保方策	教育・保育施設	40	
確保合計		40		

平成30年度	支給認定区分		1号	2号
	年齢		満3歳以上	満3歳以上
	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育
			5	0
			5	
	確保方策	教育・保育施設	40	
確保合計		40		

平成31年度	支給認定区分		1号	2号
	年齢		満3歳以上	満3歳以上
	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育
			5	0
			40	
	確保方策	教育・保育施設	40	
確保合計		40		

(2) 保育利用に係る量の見込みと確保方策（地区別）

矢作

H27年度	支給認定区分		1号	2号		3号	
	年齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
						1歳・2歳	0歳
	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
			0	0	17	5	0
			0		22		
確保方策	教育・保育施設	0		37		9	4
	地域型保育事業					0	0
確保合計		0		37		9	4
				50			

H28年度	支給認定区分		1号	2号		3号	
	年齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
						1歳・2歳	0歳
	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
			0	0	13	6	0
			0		19		
確保方策	教育・保育施設	0		37		9	4
	地域型保育事業					0	0
確保合計		0		37		9	4
				50			

H29年度	支給認定区分		1号	2号		3号	
	年齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
						1歳・2歳	0歳
	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
			0	0	18	6	0
			0		24		
確保方策	教育・保育施設			37		9	4
	地域型保育事業					0	0
確保合計		0		37		9	4
				30			

		支給認定区分		1号	2号	3号			
		年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満		
H30年度		必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育	
						0	0	8	1
				0		2 2			
確保 方策	教育・保育施設		0		1	7	9	4	
	地域型保育事業						0	0	
確保合計				0		1	7	9	4
						3 0			

		支給認定区分		1号	2号	3号			
		年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満		
H31年度		必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育	
						0	0	1	6
				0		2 8			
確保 方策	教育・保育施設		0		1	7	9	4	
	地域型保育事業						0	0	
確保合計				0		1	7	9	4
						3 0			

横田

支給認定区分		1号	2号		3号	
		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
年 齢					1歳・2歳	0歳
必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	教育	保育	保育	保育	
	1	0	25	14	4	
		1		43		
確保 方策	教育・保育施設	0		28	10	2
	地域型保育事業	/		/	0	0
確保合計		0		28	10	2
				40		

支給認定区分		1号	2号		3号	
		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
年 齢					1歳・2歳	0歳
必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	教育	保育	保育	保育	
	1	0	19	14	4	
		1		37		
確保 方策	教育・保育施設	0		28	10	2
	地域型保育事業	/		/	0	0
確保合計		0		28	10	2
				40		

支給認定区分		1号	2号		3号	
		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
年 齢					1歳・2歳	0歳
必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	教育	保育	保育	保育	
	1	0	21	13	4	
		1		38		
確保 方策	教育・保育施設	0		28	10	2
	地域型保育事業	/		/	0	0
確保合計		0		28	10	2
				40		

		支給認定区分	1号	2号		3号	
		年齢	満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
H30年度		必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	教育	保育	保育	保育
					0	0	24
			1		37		
確保 方策	教育・保育施設		0	28	10	2	
	地域型保育事業				0	0	
確保合計			0	28	10	2	
				40			

		支給認定区分	1号	2号		3号	
		年齢	満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
H31年度		必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	教育	保育	保育	保育
					0	0	17
			1		33		
確保 方策	教育・保育施設		0	28	10	2	
	地域型保育事業				0	0	
確保合計			0	28	10	2	
				40			

竹駒

		支給認定区分	1号	2号		3号	
		年 齢	満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
H27年度	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
			0	0	26	23	11
			0		60		
	確保 方策	教育・保育施設	0	32	10	3	
		地域型保育事業	/		/		0
	確保合計		0	32	10	3	
				45			

		支給認定区分	1号	2号		3号	
		年 齢	満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
H28年度	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
			0	0	25	25	14
			0		64		
	確保 方策	教育・保育施設	0	32	10	3	
		地域型保育事業	/		/		0
	確保合計		0	32	10	3	
				45			

		支給認定区分	1号	2号		3号	
		年 齢	満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
H29年度	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
			0	0	27	31	17
			0		75		
	確保 方策	教育・保育施設	0	32	10	3	
		地域型保育事業	/		/		0
	確保合計		0	32	10	3	
				45			

		支給認定区分	1号	2号		3号	
		年 齢	満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
H30年度	必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	教育	保育	保育	保育	
			0	0	31	13	4
			0		48		
	確保 方策	教育・保育施設	0		35	12	3
		地域型保育事業				0	0
	確保合計		0		35	12	3
					50		

		支給認定区分	1号	2号		3号	
		年 齢	満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
H31年度	必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	教育	保育	保育	保育	
			0	0	29	13	4
			0		46		
	確保 方策	教育・保育施設	0		35	12	3
		地域型保育事業				0	0
	確保合計		0		35	12	3
					50		

気仙

支給認定区分		1号	2号		3号		
		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満		
年齢					1歳・2歳	0歳	
H27年度	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
			0	0	19	10	4
			0		33		
	確保 方策	教育・保育施設	0	40		40	10
		地域型保育事業	/		/		0
	確保合計		0	40		40	10
				90			

支給認定区分		1号	2号		3号		
		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満		
年齢					1歳・2歳	0歳	
H28年度	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
			0	0	17	6	5
			0		28		
	確保 方策	教育・保育施設	0	40		40	10
		地域型保育事業	/		/		0
	確保合計		0	40		40	10
				90			

支給認定区分		1号	2号		3号		
		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満		
年齢					1歳・2歳	0歳	
H29年度	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
			0	0	10	9	5
			0		24		
	確保 方策	教育・保育施設	0	40		40	10
		地域型保育事業	/		/		0
	確保合計		0	40		40	10
				90			

H30年度	支給認定区分		1号	2号		3号	
	年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
						1歳・2歳	0歳
	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
			0	0	24	10	4
			0		38		
	確保 方策	教育・保育施設	0	40		40	10
地域型保育事業		/		/		0	0
確保合計		0	40		40	10	
			90				

H31年度	支給認定区分		1号	2号		3号	
	年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
						1歳・2歳	0歳
	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
			0	0	19	14	4
			0		37		
	確保 方策	教育・保育施設	0	85		70	25
地域型保育事業		/		/		0	0
確保合計		0	85		70	25	
			180				

高田

		支給認定区分	1号	2号		3号	
		年 齢	満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
H27年度	必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	教育	保育	保育	保育	
		2	0	76	39	9	
		2		124			
	確保 方策	教育・保育施設	0	115	25	10	
		地域型保育事業	/		0	0	
	確保合計		0	115	25	10	
				150			

		支給認定区分	1号	2号		3号	
		年 齢	満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
H28年度	必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	教育	保育	保育	保育	
		1	0	69	39	9	
		1		117			
	確保 方策	教育・保育施設	40	75	25	10	
		地域型保育事業	/		0	0	
	確保合計		40	75	25	10	
				110			

		支給認定区分	1号	2号		3号	
		年 齢	満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
H29年度	必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	教育	保育	保育	保育	
		2	0	75	32	9	
		2		116			
	確保 方策	教育・保育施設	40	75	25	10	
		地域型保育事業	/		0	0	
	確保合計		40	75	25	10	
				110			

		支給認定区分		1号	2号	3号		
		年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
H30年度				教育	教育	保育	保育	保育
						5	0	52
				5		98		
確保 方策	教育・保育施設		40		60		31	10
	地域型保育事業						0	0
確保合計		40		60		31	10	
						101		

		支給認定区分		1号	2号	3号		
		年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
H31年度				教育	教育	保育	保育	保育
						5	0	55
				5		103		
確保 方策	教育・保育施設		40		60		31	10
	地域型保育事業						0	0
確保合計		40		60		31	10	
						101		

米崎

支給認定区分		1号	2号		3号	
		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
年 齢					1歳・2歳	0歳
必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
		0	0	58	32	16
		0		106		
確保 方策	教育・保育施設	0	63		22	5
	地域型保育事業	/		/		0
確保合計		0	63		22	5
				90		

支給認定区分		1号	2号		3号	
		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
年 齢					1歳・2歳	0歳
必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
		0	0	43	35	16
		0		94		
確保 方策	教育・保育施設	0	63		22	5
	地域型保育事業	/		/		0
確保合計		0	63		22	5
				90		

支給認定区分		1号	2号		3号	
		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
年 齢					1歳・2歳	0歳
必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
		0	0	49	32	16
		0		97		
確保 方策	教育・保育施設	0	63		22	5
	地域型保育事業	/		/		0
確保合計		0	63		22	5
				90		

		支給認定区分		1号	2号		3号	
		年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
H30年度		必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
						0	0	67
				0	102			
確保 方策	教育・保育施設			0	63	22	5	
	地域型保育事業					0	0	
確保合計				0	63	22	5	
					90			

		支給認定区分		1号	2号		3号	
		年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
H31年度		必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
						0	0	69
				0	110			
確保 方策	教育・保育施設			0	63	22	5	
	地域型保育事業					0	0	
確保合計				0	63	22	5	
					90			

小友

		支給認定区分	1号	2号		3号	
		年 齢	満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
H27年度	必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	教育	保育	保育	保育	
		0	0	27	25	9	
		0		61			
	確保 方策	教育・保育施設	0	45	12	3	
		地域型保育事業	/		0	0	
	確保合計		0	45	12	3	
				60			

		支給認定区分	1号	2号		3号	
		年 齢	満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
H28年度	必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	教育	保育	保育	保育	
		0	0	33	26	0	
		0		68			
	確保 方策	教育・保育施設	0	45	12	3	
		地域型保育事業	/		0	0	
	確保合計		0	45	12	3	
				60			

		支給認定区分	1号	2号		3号	
		年 齢	満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
H29年度	必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	教育	保育	保育	保育	
		0	0	40	26	11	
		0		77			
	確保 方策	教育・保育施設	0	45	12	3	
		地域型保育事業	/		0	0	
	確保合計		0	45	12	3	
				60			

		支給認定区分	1号	2号		3号	
		年 齢	満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
H30年度		必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	教育	保育	保育	保育
					0	0	40
			0		66		
確保 方策	教育・保育施設		0	45	12	3	
	地域型保育事業		/		0	0	
確保合計			0	45	12	3	
					60		

		支給認定区分	1号	2号		3号	
		年 齢	満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
H31年度		必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	教育	保育	保育	保育
					0	0	43
			0		67		
確保 方策	教育・保育施設		0	45	12	3	
	地域型保育事業		/		0	0	
確保合計			0	45	12	3	
					60		

広田

支給認定区分		1号	2号		3号		
		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満		
年 齢					1歳・2歳	0歳	
H27年度	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
			3	0	47	31	10
			3		88		
	確保 方策	教育・保育施設	0	62		24	4
		地域型保育事業	/		/		0
	確保合計		0	62		24	4
				90			

支給認定区分		1号	2号		3号		
		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満		
年 齢					1歳・2歳	0歳	
H28年度	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
			4	0	58	27	10
			4		95		
	確保 方策	教育・保育施設	0	62		24	4
		地域型保育事業	/		/		0
	確保合計		0	62		24	4
				90			

支給認定区分		1号	2号		3号		
		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満		
年 齢					1歳・2歳	0歳	
H29年度	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
			4	0	55	30	9
			4		94		
	確保 方策	教育・保育施設	0	62		24	4
		地域型保育事業	/		/		0
	確保合計		0	62		24	4
				90			

		支給認定区分		1号	2号		3号	
		年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
H30年度		必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
						0	0	55
				4	88			
確保 方策	教育・保育施設	0		62	24	4		
	地域型保育事業				0	0		
確保合計		0		62	24	4	90	

		支給認定区分		1号	2号		3号	
		年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
H31年度		必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
						0	0	50
				4	78			
確保 方策	教育・保育施設	0		62	24	4		
	地域型保育事業				0	0		
確保合計		0		62	24	4	90	

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

(1) 地域子ども・子育て支援事業の確保方策（整備計画）の概要

事業名		目標単位	平成 26年度	平成 31年度	増減
1	利用者支援事業	実施個所	0	0	0
2	延長保育事業	実施個所	3	3	0
3	放課後児童健全育成事業 （学童保育事業）	在籍児童数	185	200	15
4	子育て短期支援事業 （ショートステイ）	実施個所	2	1	-1
5	地域子育て支援拠点事業	実施個所	3	4	1
6	病児・病後児保育事業	実施個所	0	1	1
7	一時預かり事業（保育所等）	実施個所	9	9	0
	一時預かり事業（幼稚園）	実施個所	0	1	1
	ファミリー・サポート・センター事業	年間延べ 利用人数	0	0	0

※各年度は、当該年度中に整備等が終了し、翌4月1日から事業実施しているものを含む

※平成26年度の学童クラブ在籍児童数は、平成26年4月1日現在

(2) 地域子ども・子育て支援事業の需給計画（量の見込みと確保方策）

事業名		実施時期（年度）		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	
1	利用者支援事業		量の見込み	(か所)	利用状況等により検討				
			確保方策	(か所)	利用状況等により検討				
2	延長保育事業		量の見込み	(人)	74	64	57	52	44
				(か所)	9	9	9	9	9
			確保方策	(か所)	3	3	3	3	3
3	放課後児童健全育成事業 (学童保育クラブ事業)		量の見込み	(人)	275	241	214	200	200
			確保方策	(人)	185	185	185	200	200
4	子育て短期事業	ショートステイ	量の見込み	(述べ人数)	2,643	2,295	2,033	20	20
			確保方策	(述べ人数)	20	20	20	20	20
				(か所)	2	2	2	1	1
5	地域子育て支援拠点事業		量の見込み	(述べ人数)	706	597	532	476	426
				(か所)	3	3	3	4	4
			確保方策	(か所)	3	3	3	4	4
6	一時預かり事業	保育所等	量の見込み	(述べ人数)	2,612	2,268	2,009	1,814	1,800
			確保方策	(述べ人数)	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
				(か所)	9	9	9	9	9
		幼稚園	量の見込み	(述べ人数)	0	0	0	10	10
			確保方策	(述べ人数)			0	10	10
				(か所)	0	0	1	1	1

事業名		実施時期（年度）		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
7	病児・病後児保育事業	量の見込み	(延べ人数)	815	708	627	566	488
		確保方策	(延べ人数)	事業実施に向けて検討				
			(か所)					
8	就学前児童預かり	量の見込み	(延べ人数)	0	0	0	0	0
		就学児童預かり	量の見込み	(延べ人数)	0	0	0	0
	ファミリーサポート センター事業	確保方策	(延べ人数)	事業実施に向けて検討				
9	多様な主体参入促進	確保方策	(実施内容)	事業実施に向けて検討				

※量の見込みは、各年度4月1日現在

※確保方策は、各年度中に整備等が終了し、翌年4月1日から事業実施しているものを含む

陸前高田市子ども・子育て支援事計画 (中間改訂版)

平成30年3月

発行 陸前高田市

編集 陸前高田市民生部子ども子育て課

〒029-2292

陸前高田市高田町字鳴石42番地5

TEL 0192-54-2111 FAX 0192-55-6118

E-mail kodomo@city.rikuzentakata.iwate.jp